

指 導 検 査 基 準（指 定 計 画 相 談 支 援 ・ 指 定 障 害 児 相 談 支 援）

○根拠法令

（指定計画相談支援）

- ・「支援法」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月 7 日法律第123号）
- ・「支援法施行規則」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年 2 月28日厚生労働省令第19号）
- ・「厚労令27」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年 3 月13日厚生労働省令第27号）
- ・「厚労令28」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年 3 月13日厚生労働省令第28号）
- ・「厚労令171」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年 9 月29日厚生労働省令第171号）
- ・「平18厚労告523」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年 9 月29日厚生労働省告示第523号）
- ・「平18厚労告539」 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め 1 単位の単価並びに厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成18年厚生労働省告示第593号）
- ・「平24厚労告124」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第124号）
- ・「平24厚労告125」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第125号）
- ・「平27厚労告180」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年 3 月27日厚生労働省告示第180号）
- ・「平30厚労告115」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
- ・「障発0330第22通知」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年 3 月30日障発0330第22号）
- ・「障発1031001通知」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
- ・「市指定規則」 国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月30日規則第39号）

（指定障害児相談支援）

- ・「児福法」 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- ・「児福法施行規則」 児童福祉法施行規則(昭和23年 3 月31日厚生省令第11号)

- ・「厚労令29」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年 3 月13日厚生労働省令第29号）
- ・「平21厚労告176」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年 3 月30日厚生労働省告示第176号）
- ・「平24厚労告126」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第126号）
- ・「平24厚労告128」 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第128号）
- ・「平24厚労告233」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成24年 3 月30日厚生労働省告示第233号）
- ・「平27厚労告181」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年 3 月27日厚生労働省告示第181号）
- ・「平30厚労告116」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件（平成30年 3 月22日厚生労働省告示第116号）
- ・「障発0330第23通知」 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年 3 月30日障発0330第23号）
- ・「障発0330第16通知」 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年 3 月30日障発第0330第16号）
- ・「市指定規則」 国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月30日規則第39号）

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
第 1 基本方針	(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	支援法第51条の22 厚労令28第 2 条第 1 項	児福法第24条の30 厚労令29第 2 条第 1 項
	(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	厚労令28第 2 条第 2 項	厚労令29第 2 条第 2 項
	(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	厚労令28第 2 条第 3 項	厚労令29第 2 条第 3 項
	(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	厚労令28第 2 条第 4 項	厚労令29第 2 条第 4 項
	(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	厚労令28第 2 条第 5 項	厚労令29第 2 条第 5 項

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	（６） 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。 （７） 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 （８） 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 （９） 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令28第2条第6項 厚労令28第2条第7項 厚労令28第2条第8項 厚労令28第2条第9項	厚労令29第2条第6項 厚労令29第2条第7項 厚労令29第2条第8項 厚労令29第2条第9項
第2 人員に関する基準		支援法第51条の24第1項	児福法第24条の31第1項
1 従業者	（１） 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を標準とする。 （２） 指定特定事業所は、相談支援員を置く場合には、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。 なお、相談支援員については、原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。 ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとする。 （ア）当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。 （イ）当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。	厚労令28第3条第1項・第2項・第3項 障発0330第22通知 第二の1（1）①② 厚労令28第3条第4項 障発0330第22通知 第二の1（1）③	厚労令29第3条第1項・第2項・第3項 障発0330第23通知 第二の1（1）①② 厚労令29第3条第4項 障発0330第23通知 第二の1（1）③
2 管理者	指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、以下の場合であって、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 （１）当該指定特定相談支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 （２）当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	厚労令28第4条 障発0330第22通知 第二の1（2）	厚労令29第4条 障発0330第23通知 第二の1（2）
3 従たる事業所を設置する場合における特例	（１） 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合、主たる事業所と一体的に管理運営を行っているか。	厚労令28第4条の2第1項 障発0330第22通知 第二の1（3）①②	厚労令29第4条の2第1項 障発0330第23通知 第二の1（3）①②

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1名以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としているか。	厚労令28第4条の2第2項 障発0330第22通知 第二の1（3）①	厚労令29第4条の2第2項 障発0330第23通知 第二の1（3）①
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付しているか。 (ア) 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 (イ) 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容 (ウ) 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (エ) 指定計画相談支援の提供開始年月日 (オ) 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。	支援法第51条の24第2項 厚労令28第5条第1項 障発0330第22通知 第二の2（1） 厚労令28第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第22通知 第二の2（1）	児福法第24条の31第2項 厚労令29第5条第1項 障発0330第23通知 第二の2（1） 厚労令29第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第23通知 第二の2（1）
2 契約内容の報告等	指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。	厚労令28第6条第2項 障発0330第22通知 第二の2（2）	厚労令29第6条第2項 障発0330第23通知 第二の2（2）
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 (4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 等をいう。	厚労令28第7条 障発0330第22通知 第二の2（3）	厚労令29第7条 障発0330第23通知 第二の2（3）
4 サービス提供困難時の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令28第8条 障発0330第22通知 第二の2（4）	厚労令29第8条 障発0330第23通知 第二の2（4）
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証（支給決定を受けていない場合は市の計画案提出依頼書）によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等確かめているか。	厚労令28第9条 障発0330第22通知 第二の2（5）	厚労令29第9条 障発0330第23通知 第二の2（5）

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令28第10条 障発0330第22通知 第二の2（6）	厚労令29第10条 障発0330第23通知 第二の2（6）
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令28第11条 障発0330第22通知 第二の2（7）	厚労令29第11条 障発0330第23通知 第二の2（7）
8 計画相談支援給付費の額等の受領	（1） 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。	厚労令28第12条第1項 障発0330第22通知 第二の2（8）①	厚労令29第12条第1項 障発0330第23通知 第二の2（8）①
	（2） 指定特定相談支援事業者は、（1）の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが受けているか。	厚労令28第12条第2項 障発0330第22通知 第二の2（8）②	厚労令29第12条第2項 障発0330第23通知 第二の2（8）②
	（3） 指定特定相談支援事業者は、（1）及び（2）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。	厚労令28第12条第3項 障発0330第22通知 第二の2（8）③	厚労令29第12条第3項 障発0330第23通知 第二の2（8）③
	（4） 指定特定相談支援事業者は、（2）の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。	厚労令28第12条第4項 障発0330第22通知 第二の2（8）④	厚労令29第12条第4項 障発0330第23通知 第二の2（8）④
9 利用者負担額に係る管理	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	厚労令28第13条 障発0330第22通知 第二の2（9）	厚労令29第13条 障発0330第23通知 第二の2（9）
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	（1） 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令28第14条第1項 障発0330第22通知 第二の2（10）①	厚労令29第14条第1項 障発0330第23通知 第二の2（10）①
	（2） 指定特定相談支援事業者は、8（1）の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。	厚労令28第14条第2項 障発0330第22通知 第二の2（10）②	厚労令29第14条第2項 障発0330第23通知 第二の2（10）②

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 また、相談支援員が業務を行う場合は、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行っているか。 なお、相談支援員は、以下の（13）から（17）まで及び（20）の業務を単独で行うことはできないものとする。 （1） 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 （2） 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 （3） 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 （4） 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮をしつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 （5） 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 （6） 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 （7） 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 （8） 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。 （9） 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	厚労令28第15条第1項第1号 障発0330第22通知 第二の2（11）① 厚労令28第15条第1項第2号 厚労令28第15条第1項第3号 障発0330第22通知 第二の2（11）② 厚労令28第15条第2項第1号 障発0330第22通知 第二の2（11）③ 厚労令28第15条第2項第2号 障発0330第22通知 第二の2（11）④ 厚労令28第15条2項第3号 障発0330第22通知 第二の2（11）⑤ 厚労令28第15条2項第4号 障発0330第22通知 第二の2（11）⑥ 厚労令28第15条2項第5号 障発0330第22通知 第二の2（11）⑦ 厚労令28第15条2項第6号 障発0330第22通知 第二の2（11）⑧	厚労令29第15条第1項第1号 障発0330第23通知 第二の2（11）① 厚労令29第15条第1項第2号 障発0330第23通知 第二の2（11）② 厚労令29第15条第1項第3号 障発0330第23通知 第二の2（11）③ 厚労令29第15条第2項第1号 障発0330第23通知 第二の2（11）④ 厚労令29第15条第2項第2号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑤ 厚労令29第15条2項第3号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑥ 厚労令29第15条2項第4号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑦ 厚労令29第15条2項第5号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑧ 障害児相談支援該当なし

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	(10) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令28第15条2項第7号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑨	厚労令29第15条2項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑨
	(11) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	厚労令28第15条第2項第8号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑩	厚労令29第15条第2項第7号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑩
	(12) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	厚労令28第15条第2項第9号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑪	障害児相談支援該当なし
	(13) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第2項第10号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑬	厚労令29第15条第2項第8号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑪
	(14) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	厚労令28第15条第2項第11号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑭	厚労令29第15条第2項第9号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑫
	(15) 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用を含む）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 なお、サービス担当者会議とは、利用者及びサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議とする。	厚労令28第15条2項第12号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑮	厚労令29第15条第2項第10号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑬
	(16) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第2項第13号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯	厚労令29第15条第2項第11号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑭
	(17) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	厚労令28第15条第2項第14号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑰	厚労令29第15条第2項第12号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑮
	(18) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	厚労令28第15条第3項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑱	厚労令29第15条第3項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑯

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	(19) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。	厚労令28第15条第3項第2号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑱	厚労令29第15条第3項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑰
	(20) サービス等利用計画に変更があった場合、(4)から(12)まで及び(15)から(17)までに準じて取り扱っているか。	厚労令28第15条第3項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)㉔	厚労令29第15条第3項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑳
	(21) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	厚労令28第15条第3項第4号 障発0330第22通知 第二の2(11)㉕	厚労令29第15条第3項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉑
	(22) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	厚労令28第15条第3項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)㉖	厚労令29第15条第3項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉒
12 テレビ電話措置等の活用	相談支援専門員は、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行う場合は、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。 (1) 利用者が特別地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 (2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	厚労令28第15条の2 障発0330第22通知 第二の2(12)	厚労令29第15条の2 障発0330第23通知 第二の2(12)
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令28第16条 障発0330第22通知 第二の2(13)	厚労令29第16条 障発0330第23通知 第二の2(13)
14 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	厚労令28第17条 障発0330第22通知 第二の2(14)	厚労令29第17条 障発0330第23通知 第二の2(14)
15 管理者の責務	(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	厚労令28第18条第1項 障発0330第22通知 第二の2(15)	厚労令29第18条第1項 障発0330第23通知 第二の2(15)
	(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令28第18条第2項 障発0330第22通知 第二の2(15)	厚労令29第18条第2項 障発0330第23通知 第二の2(15)

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
16 運営規程	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 （１）事業の目的及び運営の方針 （２）従業者の職種、員数及び職務の内容 （３）営業日及び営業時間 （４）指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 （５）通常の事業の実施地域 （６）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 （７）虐待の防止のための措置に関する事項 （具体的な事項例） （ア）虐待の防止に関する担当者の選定 （イ）成年後見制度の利用支援 （ウ）苦情解決体制の整備 （エ）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） （オ）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること （８）その他運営に関する重要事項	厚労令28第19条 障発0330第22通知 第二の２(16)	厚労令29第19条 障発0330第23通知 第二の２(16)
17 勤務体制の確保	（１） 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 （２） 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 （３） 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 （４） 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令28第20条第１項 障発0330第22通知 第二の２(17)① 厚労令28第20条第２項 障発0330第22通知 第二の２(17)② 厚労令28第20条第３項 障発0330第22通知 第二の２(17)③ 厚労令28第20条第４項 障発0330第22通知 第二の２(17)④	厚労令29第20条第１項 障発0330第23通知 第二の２(17)① 厚労令29第20条第２項 障発0330第23通知 第二の２(17)② 厚労令29第20条第３項 障発0330第23通知 第二の２(17)③ 厚労令29第20条第４項 障発0330第23通知 第二の２(17)④
18 業務継続計画の策定等	（１） 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （２） 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。 （３） 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令28第20条の２第１項 障発0330第22通知 第二の２(18)①② 厚労令28第20条の２第２項 障発0330第22通知 第二の２(18)③④ 厚労令28第20条の２第３項	厚労令29第20条の２第１項 障発0330第23通知 第二の２(18)①② 厚労令29第20条の２第２項 障発0330第23通知 第二の２(18)③④ 厚労令29第20条の２第３項

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
19 設備及び備品等	指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか	厚労令28第21条 障発0330第22通知 第二の2(19)	厚労令29第21条 障発0330第23通知 第二の2(19)
20 衛生管理等	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令28第22条第1項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	厚労令29第22条第1項 障発0330第23通知 第二の2(20)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令28第22条第2項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	厚労令29第22条第2項 障発0330第23通知 第二の2(20)①
	(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (ア) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）の定期的（概ね6ヵ月に1回以上）な開催及びその結果を従業員へ周知徹底すること。 (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (ウ) 従業員に対し、研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。	厚労令28第22条第3項 障発0330第22通知 第二の2(20)②	厚労令29第22条第3項 障発0330第23通知 第二の2(20)②
21 掲示等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。	厚労令28第23条第1項第2項 障発0330第22通知 第二の2(21)①②	厚労令29第23条第1項第2項 障発0330第23通知 第二の2(21)①②
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表（ホームページによる掲載等）に努めているか。	厚労令28第23条第3項 障発0330第22通知 第二の2(21)③	厚労令29第23条第3項 障発0330第23通知 第二の2(21)③
	(3) 指定特定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示しているか。	市指定規則第2条第3項	市指定規則第2条第3項
22 秘密保持等	(1) 指定特定相談支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	厚労令28第24条第1項 障発0330第22通知 第二の2(22)①	厚労令29第24条第1項 障発0330第23通知 第二の2(22)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	厚労令28第24条第2項 障発0330第22通知 第二の2(22)②	厚労令29第24条第2項 障発0330第23通知 第二の2(22)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	厚労令28第24条第3項 障発0330第22通知 第二の2(22)③	厚労令29第24条第3項 障発0330第23通知 第二の2(22)③
23 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令28第25条	厚労令29第25条

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
24 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令28第26条第1項 障発0330第22通知 第二の2 (23) ① 厚労令28第26条第2項 障発0330第22通知 第二の2 (23) ② 厚労令28第26条第3項 障発0330第22通知 第二の2 (23) ③	厚労令29第26条第1項 障発0330第23通知 第二の2 (23) ① 厚労令29第26条第2項 障発0330第23通知 第二の2 (23) ② 厚労令29第26条第3項 障発0330第23通知 第二の2 (23) ③
25 苦情解決	(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 (7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令28第27条第1項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ① 厚労令28第27条第2項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ② 厚労令28第27条第3項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ③ 厚労令28第27条第4項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ③ 厚労令28第27条第5項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ③ 厚労令28第27条第6項 障発0330第22通知 第二の2 (24) ③ 厚労令28第27条第7項 社会福祉法第83条・第85条 障発0330第22通知 第二の2 (24) ④	厚労令29第27条第1項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ① 厚労令29第27条第2項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ② 厚労令29第27条第3項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ③ 厚労令29第27条第4項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ③ 厚労令29第27条第5項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ③ 厚労令29第27条第6項 障発0330第23通知 第二の2 (24) ③ 厚労令29第27条第7項 社会福祉法第83条・第85条 障発0330第23通知 第二の2 (24) ④

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
26 事故発生時の対応	（１） 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 （２） 指定特定相談支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 （３） 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令28第28条第1項 障発0330第22通知 第二の2（25）①③	厚労令29第28条第1項 障発0330第23通知 第二の2（25）①③
27 虐待の防止	指定特定相談支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 （２）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。 （３）前2項の措置を適切に実施するための担当者（相談支援専門員）を置くこと。	厚労令28第28条の2 障発0330第22通知 第二の2（26）	厚労令29第28条の2 障発0330第23通知 第二の2（26）
28 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令28第29条 障発0330第22通知 第二の2（27）	厚労令29第29条 障発0330第23通知 第二の2（27）
29 記録の整備	（１） 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 （２） 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しているか。 （ア）11の（18）に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 （イ）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 （サービス等利用計画(案)、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果） （ウ）14に規定する市町村への通知に係る記録 （エ）25の（2）に規定する苦情の内容等の記録 （オ）26の（2）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	厚労令28第30条 障発0330第22通知 第二の2（28）	厚労令29第30条 障発0330第23通知 第二の2（28）
30 電磁的記録等	指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法による場合に、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	厚労令28第31条第2項 障発0330第22通知 第三の2	厚労令29第31条第2項 障発0330第23通知 第三の2
第4 届出等			
1 変更の届出	指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項（支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	支援法第51条の25第3項 支援法施行規則 第34条の60第1項 支援法施行規則 第34条の59第1項	児福法第24条の32第1項 児福法施行規則 第25条の26の7第1項 児福法施行規則 第25条の26の6第1項

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	
		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
2 業務管理体制の整備	※指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程	第34条の23第1項 市指定規則第4条	第25条の26の2第1項 市指定規則第4条
	(1) 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 (ア) 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 (イ) 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者を選任しているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者の選任をしているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は厚生労働大臣等に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。 (ア) 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 （指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。） (エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要 （指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第51条の22第3項 支援法第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61 支援法第51条の31 第2項・第3項 支援法施行規則第34条の62 市指定規則第7条	児福法第24条の30第3項 児福法第24条の38第1項 児福法施行規則第25条の26の8 児福法第24条の38 第2項・第3項 児福法施行規則第25条の26の9 市指定規則第7条

指 導 検 査 基 準（ 指 定 計 画 相 談 支 援 ）

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
第 5 計画相談支援 給付費の算定及び取 扱い			
1 基本事項	(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平24厚労告125の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平18年厚労告539「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める1単位の単価」を乗じて算定しているか。 (2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	支援法第51条の17第2項 平24厚労告125の1 平18年厚労告539 平24厚労告125の2	
2 計画相談支援費			
(1) サービス利用 支援費	サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。下記（ア）から（エ）を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 (ア) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 2,014単位 (イ) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,914単位 (ウ) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,822単位 (エ) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の1）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（厚労令28第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。12において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 (オ) サービス利用支援費（Ⅰ） 1,572単位 サービス利用支援費（Ⅰ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	平24厚労告125別表1の注1 障発1031001通知 第4の1（1）（2）（3） 平27厚労告180の1	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
(2) 継続サービス利用支援費	(カ) サービス利用支援費(Ⅱ) 732単位 サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（支援法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 (ア) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,761単位 (イ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 1,661単位 (ウ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 1,558単位 (エ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 1,408単位 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の1）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。	平24厚労告125別表1の注2 平18障発1031001通知 第4の1(1)(2)(3)(4) 平27厚労告180の1	
	(オ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,308単位 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	(カ) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606単位 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	(1) 指定特定相談支援事業者が、厚労令28第15条第2項第7号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。		
(3) その他	(2) 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児福法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。	平24厚労告125別表1の注3	
	(3) 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定していないか。	平24厚労告125別表1の注5	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考																																												
	(4) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 <table><tr><td>(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>582単位</td></tr><tr><td>(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>582単位</td></tr><tr><td>(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)</td><td>582単位</td></tr><tr><td>(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)</td><td>582単位</td></tr><tr><td>(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>582単位</td></tr><tr><td>(カ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>633単位</td></tr><tr><td>(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>633単位</td></tr><tr><td>(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)</td><td>633単位</td></tr><tr><td>(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)</td><td>633単位</td></tr><tr><td>(コ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>633単位</td></tr></table> (5) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 <table><tr><td>(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>894単位</td></tr><tr><td>(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>894単位</td></tr><tr><td>(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)</td><td>894単位</td></tr><tr><td>(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)</td><td>894単位</td></tr><tr><td>(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>894単位</td></tr><tr><td>(カ) サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>54単位</td></tr><tr><td>(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>945単位</td></tr><tr><td>(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>945単位</td></tr><tr><td>(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)</td><td>945単位</td></tr><tr><td>(コ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)</td><td>945単位</td></tr><tr><td>(サ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)</td><td>945単位</td></tr><tr><td>(シ) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)</td><td>243単位</td></tr></table> (6) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。 (7) 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (8) 厚労令28第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	582単位	(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	582単位	(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	582単位	(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	582単位	(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)	582単位	(カ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	633単位	(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	633単位	(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	633単位	(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	633単位	(コ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	633単位	(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	894単位	(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	894単位	(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	894単位	(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	894単位	(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)	894単位	(カ) サービス利用支援費(Ⅱ)	54単位	(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位	(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	945単位	(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	945単位	(コ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	945単位	(サ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位	(シ) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	243単位	平24厚労告125別表1の注6 平24厚労告125別表1の注7 平24厚労告125別表1の注8 平24厚労告125別表1の注9 平24厚労告125別表1の注10	
(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	582単位																																														
(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	582単位																																														
(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	582単位																																														
(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	582単位																																														
(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)	582単位																																														
(カ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	633単位																																														
(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	633単位																																														
(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	633単位																																														
(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	633単位																																														
(コ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	633単位																																														
(ア) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	894単位																																														
(イ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	894単位																																														
(ウ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	894単位																																														
(エ) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	894単位																																														
(オ) サービス利用支援費(Ⅰ)	894単位																																														
(カ) サービス利用支援費(Ⅱ)	54単位																																														
(キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位																																														
(ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	945単位																																														
(ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	945単位																																														
(コ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	945単位																																														
(サ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位																																														
(シ) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	243単位																																														

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	(9) 厚労令28第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125別表1の注11	
	(10) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告176）（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（2の（3）の（1）及び（2）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告125別表1の注12 平21厚労告176	
	(11) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の2）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、2の（1）の（ア）の機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは（イ）の機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）又は2の（2）の（ア）の機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは（イ）の機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター（平27厚労告180の2のイの（3）に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（厚労令171）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（厚労令27）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（厚労令27第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。	平24厚労告125別表1の注13 平27厚労告180の2	
3 利用者負担上限額管理加算	150単位 指定特定相談支援事業者が、厚労令28第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表2の注	
4 初回加算	(1) 300単位 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の3）に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表3の注1 平27厚労告180の3	
	(2) 所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表3の注2	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
5 主任相談支援専門員配置加算	(1) 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位 (2) 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平30厚告115）（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の4）に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 また、主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（厚労令171第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（厚労令27第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（厚労令27第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児福法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。	平24厚労告125別表4の注 平30厚労告115 平27厚労告180の4	
6 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位 (2) 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位 計画相談支援対象障害者等が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の5）に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、上記に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ上記に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告125別表5の注 平27厚労告180の5	
7 退院・退所加算	300単位 障害者支援施設、のぞみの園（支援法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか（4の初回加算を算定する場合を除く。）。	平24厚労告125別表6の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
8 居宅介護支援事業所等連携加算	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ（１）から（６）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（１）から（６）までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ（１）から（６）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 （１） 150単位 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第３条第１項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 （２） 300単位 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、２の（１）又は（２）を算定する月を除く。） （３） 300単位 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（２の（１）又は（２）を算定する月を除く。） （４） 150単位 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下ここにおいて「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合 （５） 300単位 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、２の（１）又は（２）を算定する月を除く。）	平24厚労告125別表 7 の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
9 医療・保育・教育機関等連携加算	(6) 300単位 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。) 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算しているか。 (1) (ア) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位 (イ) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位 厚労令28第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。9の(3)及び11において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）上記の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる単位数を加算しているか。 (2) 300単位 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）(2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。) (3) 150単位 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合(2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。) なお、次の(ア)又は(イ)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (ア) 病院等及び支援法施行規則57条第3項に規定する訪問看護ステーション等 (以下「訪問看護ステーション等」という。) (イ) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)	平24厚労告125別表8の注	
10 集中支援加算	指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 300単位 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)	平24厚労告125別表9の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	(2) 300単位 サービス担当者会議（厚労令28第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。11の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。）		
	(3) 300単位 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（2の（1）若しくは（2）、6の（1）又は7を算定する月を除く。）		
	(4) 300単位 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。）		
	(5) 150単位 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。） なお、次の（ア）又は（イ）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 （ア）病院等及び訪問看護ステーション等 （イ）福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）		
	100単位 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。		
11 サービス担当者会議実施加算		平24厚労告125別表10の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
12 サービス提供時 モニタリング加算	100単位 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	平24厚労告125別表11の注	
13 行動障害支援体制加算	(1) 行動障害支援体制加算（Ⅰ） (2) 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の6）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	60単位 30単位 平24厚労告125別表12の注 平27厚労告180の6	
14 要医療児者支援体制加算	(1) 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） (2) 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の7）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	60単位 30単位 平24厚労告125別表13の注 平27厚労告180の7	
15 精神障害者支援体制加算	(1) 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） (2) 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の8）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	60単位 30単位 平24厚労告125別表14の注 平27厚労告180の8	
16 高次脳機能障害支援体制加算	(1) 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） (2) 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の9）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	60単位 30単位 平24厚労告125別表14の2の注 平27厚労告180の9	
17 ピアサポート体制加算	100単位 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の10）に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表15の注 平27厚労告180の10	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚告180の11）に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下ここにおいて「要支援者」という。）が指定短期入所（厚労令171第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（厚労令171第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が平18年厚労告523別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が平24厚労告124別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。	平24厚労告125別表16の注 平27厚労告180の11 平18厚労告523別表 平24厚労告124別表	
19 地域体制強化共同支援加算	2,000単位 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の12）に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に厚労令28第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表17の注 平27厚労告180の12	
20 遠隔地訪問加算	300単位 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、4の初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、6の入院時情報連携加算（（1）の入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、7の退院・退所加算、8の居宅介護支援事業所等連携加算（（2）及び（5）に限る。）、9の医療・保育・教育機関等連携加算（（1）及び（2）に限る。）又は10の集中支援加算（（1）及び（4）に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、4の初回加算については、4の（2）に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	平24厚労告125別表18の注	

指 導 検 査 基 準（指定障害児相談支援）

項目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根拠法令	備考
第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本事項	(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平24厚労告126の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平24年厚労告128「こども家庭庁長官が定める1単位の単価」を乗じて算定しているか。 (2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	児福法第24条の26第2項 平24厚労告126の1 平24年厚労告128 平24厚労告126の2	
2 障害児相談支援費			
(1) 障害児支援利用援助費	障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（児福法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。下記（ア）から（エ）を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (ア) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ） 2,201単位 (イ) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ） 2,101単位 (ウ) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ） 2,016単位 (エ) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ） 1,866単位 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の1）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（厚労令29第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。12において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 (オ) 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 1,766単位 障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	平24厚労告126別表1の注1 障発0330通知第16通知 第4の1（1）（2）（3） 平27厚労告181の1	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
(2) 継続障害児支援利用援助費	(カ) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) 815単位 障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（児福法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 (ア) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,896単位 (イ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 1,796単位 (ウ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ) 1,699単位 (エ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ) 1,548単位 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の1）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。	平24厚労告126別表1の注2 障発0330通知第16通知 第四の1(1)(2)(3) (4) 平27厚労告181の1	
	(オ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,448単位 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	(カ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 662単位 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	(1) 指定障害児相談支援事業者が、厚労令29第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定していないか。 (3) 児福法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (4) 厚労令29第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。		

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	(5) 厚労令29第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告126別表1の注7	
	(6) 別に子ども家庭庁長官が定める地域（平24厚労告233）（以下「特別地域」という。）に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（（1）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告126別表1の注8 平24厚労告233	
	(7) 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の2）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、2の（1）の（ア）の機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくは（イ）の機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は2の（2）の（ア）の機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくは（イ）の機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター（平27厚労告181の2のイの（3）に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業所並びに当該指定障害児相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（厚労令171第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（厚労令27第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（厚労令27第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。	平24厚労告126別表1の注9 平27厚労告181の2	
3 利用者負担上限額管理加算	150単位 指定障害児相談支援事業者が、厚労令29第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表2の注	
4 初回加算	(1) 500単位 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（児福法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の3）に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表3の注1 平27厚労告181の3	
	(2) 所定単位数に500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画（児福法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援計画をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児利用支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等（厚労令29第15条第2項第10号に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表3の注2	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
5 主任相談支援専門員配置加算	(1) 主任相談支援専門員配置加算 (I) 300単位 (2) 主任相談支援専門員配置加算 (II) 100単位 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（平30厚告116）（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の4）に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 また、主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（厚労令171第206条の13第1項に規定する指定自立生活援助をいう。）、指定地域移行支援（厚労令27第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（厚労令27第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定計画相談支援（厚労令29第3条第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。	平24厚労告126別表4の注 平30厚労告116 平27厚労告181の4	
6 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算 (I) 300単位 (2) 入院時情報連携加算 (II) 150単位 障害児通所支援を利用する障害児が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の5）に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、上記に掲げる区分に応じ、計画障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ上記に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告126別表5の注 平27厚労告181の5	
7 退院・退所加算	300単位 児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（4の初回加算を算定する場合を除く。）。	平24厚労告126別表6の注	
8 保育・教育等移行支援加算	指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（3）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表7の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
9 医療・保育・教育機関等連携加算	(1) 150単位 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下ここにおいて「保育所等」という。)に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下ここにおいて「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合	平24厚労告126別表8の注	
	(2) 300単位 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。）		
	(3) 300単位 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（2の(1)又は(2)を算定する月を除く。）		
	指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)ら(3)までに掲げる単位数を加算しているか。		
	(1) (ア) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位 (イ) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位 厚労令29第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。（3）、11において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を指定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）上記の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる単位数		
	(2) 300単位 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。）		

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
10 集中支援加算	(3) 150単位 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に関する必要な情報を提供した場合（2の（1）又は（2）を算定する場合に限る。） なお、次の（ア）又は（イ）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 （ア）病院等及び支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） （イ）福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） 指定障害児相談支援事業者が、次の（1）から（5）までに該当する場合に、1月にそれぞれ（1）から（5）までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、（1）から（3）までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 300単位 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問により面接を行う場合に限り、2の（1）又は（2）を算定する月を除く。） (2) 300単位 サービス担当者会議（厚労令29第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。11の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。） (3) 300単位 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（2の（1）若しくは（2）、6の（1）又は7を算定する月を除く。） (4) 300単位 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。2の（1）又は（2）を算定する月を除く。）	平24厚労告126別表9の注	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	(5) 150単位 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供を行った場合（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。） なお、次の（ア）又は（イ）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者い係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 （ア）病院等及び訪問看護ステーション等 （イ）福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）		
11 サービス担当者会議実施加算	100単位 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。	平24厚労告126別表10の注	
12 サービス提供時モニタリング加算	100単位 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児横断支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	平24厚労告126別表11の注	
13 行動障害支援体制加算	(1) 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2) 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の6）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告126別表12の注 平27厚労告181の6	
14 要医療児者支援体制加算	(1) 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2) 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の7）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告126別表13の注 平27厚労告181の7	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
15 精神障害者支援体制加算	(1) 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2) 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の8）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告126別表14の注 平27厚労告181の8	
16 高次脳機能障害支援体制加算	(1) 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2) 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の9）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告126別表14の2の注 平27厚労告181の9	
17 ピアサポート体制加算	100単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の10）に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表15の注 平27厚労告181の10	
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の11）に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下ここにおいて「要支援児」という。）が指定短期入所（厚労令171第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（厚労令171第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表16の注 平27厚労告181の11	
19 地域体制強化共同支援加算	2,000単位 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の12）に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、厚労令29第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表17の注 平27厚労告181の12	

項目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
20 遠隔地訪問加算	300単位 当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅等、病院等、児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、4の初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、6の入院時情報連携加算（（1）の入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、7の退院・退所加算、8の保育・教育等移行支援加算（（2）に該当する場合に限る。）、9の医療・保育・教育機関等連携加算（（1）及び（2）に該当する場合に限る。）又は10の集中支援加算（（1）及び（4）に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、4の初回加算については、4の（2）に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	平24厚労告126別表18の注	